

鳥取県告示第 529 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 6 月 19 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
社会福祉法人境港市社会福祉協議会	境港市竹内町40	社会福祉法人境港市社会福祉協議会福祉用具貸与事業所	境港市竹内町40	介護予防福祉用具貸与	平成 19 年 3 月 1 日

2 居宅介護支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人地域でくらす会	米子市内町 122	ケアプランセンター蔵まち	倉吉市幸町 529	平成 19 年 4 月 1 日
有限会社清水	鳥取市国府町糸谷 8-3	もみじ薬局介護支援事業所	鳥取市国府町宮下 1165-3	平成 19 年 4 月 16 日